

(目的)

第1条 この規程は、立正大学学園（以下「学園」という。）の寄附行為第37条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員 理事・監事をいう。
- (2) 常勤の役員 役員のうち学園において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員 役員のうち常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員報酬等 報酬・特別手当・退任慰労金をいう。
- (5) 費用 役員としての職務執行に伴い生じる必要な費用をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬・特別手当・退任慰労金
- (2) 非常勤の役員 報酬・退任慰労金

2 役員が、寄附行為第18条第1項第一号、同第三号または同第四号により解任されたとき、もしくは寄附行為第18条第2項第四号により退任したときは、理事会の承認を経て退任慰労金を減額するか、またはこれを支給しない場合がある。

3 役員が解任または退任後、その在任期間において寄附行為第18条第1項第一号、同第三号または同第四号いずれかの事由に相当する事由が判明した場合、理事会の承認を経て、支給済みの退任慰労金の一部、または全部の返還を求めることがある。

(報酬等の算定方法)

第4条 常勤の役員報酬月額、別表1に定める額とする。

- 2 常勤の役員特別手当は、前項の報酬月額に、専任教職員の年間特別手当支給率を乗じて得た額とする。
- 3 常勤の役員退任慰労金は、在任1年を基準とし、退任時の役員報酬年額に1.5/12を乗じた額とする。ただし、1年未満の在任期間については月割計算を行う。
- 4 非常勤の役員報酬・退任慰労金は、別表2に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は次のとおりとする。

- (1) 報酬 毎月25日（ただし、支給日が休日および土曜日にあたる場合には、その前日に支払う。）
- (2) 特別手当 学園専任教職員の特別手当支給日
- (3) 退任慰労金 退任したとき、または解任された日から原則1月以内（ただし、死亡した場合で退任慰労金の支給を受けるべき者を確認することができない場合、またはその他特別の事情がある場合は、この限りではない。）

2 非常勤の役員に対する報酬等の支給時期は次のとおりとする。

- (1) 報酬 理事会または評議員会への出席等、学園運営のためにあつた都度
- (2) 退任慰労金 退任したとき、または解任された日から原則1月以内（ただし、死亡した場合で退任慰労金の支給を受けるべき者を確認することができない場合、またはその他特別の事情がある場合は、この限りではない。）

3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員が職務の執行に当たって費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の役員が退任し、または解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、または解任の場合の報酬額等については、その月を日割り計算して支給する。ただし、死亡した場合は、当月分を全額支給する。

4 前項における日割りは、その月の暦日数により計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程において算出した金額に、円未満の端数が生じた場合は、1円に切上げるものとする。

(公表)

第9条 学園は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

1 この規程は、令和2年4月1日より施行する。

2 経過措置 この規定は、前項の施行日以後開始する任期の役員の報酬等について適用し、同日より前に開始する任期の役員の当該任期中の報酬等については、なお従前の例による。

3 令和3年4月1日をもって、「立正大学学園役員報酬規程（昭和56年9月1日施行）」「立正大学学園役員報酬・手当諮問委員会規程（昭和57年6月23日施行）」「役員退任慰労金規程（昭和56年9月1日施行）」は廃止する。

令和5年12月25日改正、令和6年4月1日施行

別表1（常勤の役員の報酬）

専任教職員の身分を有しない役員		専任教職員の身分を有する役員	
役職名	報酬額（月額）	役職名	報酬額（月額）
理事長	950,000円	理事長	210,000円
副理事長	850,000円	副理事長	190,000円
常任理事	700,000円	常任理事	170,000円
理事（学長）	800,000円	理事	10,000円
理事（校長）	650,000円		
監事	600,000円		

※専任教職員の身分を有する役員が学園内の他の役職を兼務した場合は、高い方のみ支給する。

別表2（非常勤の役員の報酬・退任慰労金）

(1) 理事

理事会等会議への出席、他	1日あたり 10,000円
退任慰労金	在任1期につき 200,000円

※在任1期未満の場合、退任慰労金は月割計算を行う。

(2) 監事

監事監査、理事会等会議への出席、他	1日あたり 10,000円
退任慰労金	在任1期につき 200,000円

※在任1期未満の場合、退任慰労金は月割計算を行う。